

鈴鹿都市計画地区計画の決定（鈴鹿市決定）

都市計画三日市・算所地区地区計画を次のように決定する。

1. 地区計画の方針

名 称	三日市・算所地区 地区計画	
位 置	鈴鹿市三日市町，三日市三丁目，算所町地内	
面 積	約19.3ha	
区域の整備・開発・保全に関する方針	地区計画の目標	<p>当地区は，鈴鹿市のほぼ中心に位置し，地区内には，本市のシンボルロードである都市計画道路鈴鹿中央線が東西に走り，南北に都市計画道路北勢バイパスが都市計画決定されていることから，今後商業，業務地としての土地利用が見込まれる。</p> <p>そこで，将来の道路の配置及び規模等を定め，地区の特性に応じた土地利用と治水に係る措置を誘導し，良好な市街地の形成を図る。</p>
	土地利用の方針	<p>住区幹線道路や区画道路の整備に努め，個々の開発による洪水調整機能を有した沿道サービス用地及び良好な住宅地としての土地利用を図る。</p>
	地区施設の整備方針	<p>幹線道路である都市計画道路鈴鹿中央線の維持，保全に努めこれを基軸として，住区幹線道路（歩道付き）及び区画道路を適正に配置し整備する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>良好な市街地の形成を図るため，建築物の用途，敷地の面積，壁面の位置について制限を定める。</p>

2. 地区整備計画

地区の名称		三日市・算所地区			
地区整備計画の区域の面積		約17.6ha			
地区整備計画	地区施設の配置及び規模		幹線道路	幅員16m	1本
				幅員12m	2本
			区画道路	幅員6m	7本
			歩行者専用道路	幅員10m	1本
地区整備計画	地区の区分	名称	A地区 (準工業地域)	B地区 (準工業地域)	C地区 (第一種中高層住居専用地域)
		面積	約14.4ha	約2.7ha	約0.5ha
	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	1. 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの（作業場の床面積の合計が150㎡を超えない自動車修理工場を除く。） 2. 自動車教習所 3. 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの 4. 倉庫（床面積の合計が主たる目的の用途に使用する建築物の床面積の合計未満である自己の業務に付随する倉庫を除く。）	1. 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの（作業場の床面積の合計が150㎡を超えない自動車修理工場を除く。） 2. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 3. キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 4. 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの	

		5. 床面積の合計が15㎡を超える畜舎	5. 倉庫業を営む倉庫 6. 床面積の合計が15㎡を超える畜舎	
	建築物の敷地面積の最低限度	1000㎡	1000㎡ ただし、都市計画法第29条に基づく開発行為の許可を受けた敷地についてはこの限りではない。	
	建築物の壁面の位置の制限	<p>道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は次のとおりとする。</p> <p>1. 都市計画道路鈴鹿中央線からの距離3.0m</p> <p>2. 1号に掲げる以外の道路から1.0m</p>	<p>道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は1.0mとする。</p> <p>ただし、上記の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。</p> <p>1. 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5.0㎡以内であること。</p> <p>2. 自動車車庫で軒の高さが2.8m以下であること。</p>	B地区と同様とする。
<p>地区計画の対象区域，地区整備計画を定める区域，地区の区域区分，壁面の位置の制限を行う区域は計画図表示のとおり。</p>				